

第8章 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）

1 温暖化緩和策

目標：二酸化炭素の排出量削減を推進し良好な生活環境を将来へ継承する。

◆目標達成するための指標

緩和策の目標を達成するため、令和3年（2021年）に国の地球温暖化対策計画において定められた、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標を踏まえて、鎌倉市域で排出される温室効果ガスの大部分を占める、二酸化炭素に特化した指標を掲げます。

| |
|--|
| 鎌倉市域における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、平成25年度（2013年度）に比べ46%削減する。 |
|--|

基本方針1 行動を変える省エネルギーの推進（ソフト面）

基本施策

- ① 市民、事業者、滞在者の省エネ行動の促進
市民、事業者及び滞在者が、省エネにつながる行動に取り組みやすい環境を目指します。
- ② 市の率先行動の推進
市職員の省エネ行動を促します。

令和5年度の主な事業は以下のとおりです。

| 主な事業 | 事業実績 |
|-------------------|---|
| 省エネ行動等の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none">・省エネナビ・エコワット貸し出し実績 省エネナビ 1件、エコワット 0件・省エネ関連パネル展 地下道ギャラリー（令和5年（2023年）6月6日から6月12日） 本庁舎ロビー（令和5年（2023年）6月13日から6月20日） 腰越図書館、中央図書館（令和6年（2024年）2月1日から2月29日）・環境講座「私たちの生活とエネルギー（親子で学ぶ「地球環境と省エネ）」 令和5年（2023年）8月3日（木）参加者20名 |
| 鎌倉市役所エコアクション21の徹底 | かまくら環境白書掲載の環境マネジメント報告書にて取り組みに関する詳細を公表 |

基本方針2 高効率機器や高断熱建物による省エネルギーの推進（ハード面）

基本施策

- ① 高効率機器及び高断熱建物の利用促進
エネルギー効率の高い機器へ更新及び建物への建築時及び改築時の高断熱化を促進します。
また、利用するための環境整備を推進します。
- ② 市施設における高効率機器の率先導入
市施設で使用する機器について、高効率機器への更新を積極的に行います。

令和5年度の主な事業は以下のとおりです。

| 主な事業 | 事業実績 |
|-------------|--|
| 防犯灯のLED化 | 市内の防犯灯について、ESCO事業を活用したLED化を平成27年度(2015年度)に実施しました。 本事業では、防犯灯を維持管理する自治・町内会等176団体のうち、157団体から合計16,001灯の防犯灯の移管を受けました。この16,001灯のうち、9%にあたる1,489灯については、既に自治・町内会等でLED化されたものであり、残る14,512灯についてLED型防犯灯への交換工事を平成27年(2015年)9月から平成28年(2016年)2月末にかけて実施しました。 令和5年度(2023年度)は上記の防犯灯に加え、自治・町内会等が新設し、市に移管を受けた防犯灯も新たに事業対象として維持管理を行いました(16,346灯)。 |
| 市施設照明のLED化 | 令和5年度(2023年度)は鎌倉芸術館及び深沢中学校の照明機器をLED照明器具に交換しました。 |
| 電気自動車等の導入促進 | 平成27年度(2015年度)から市民等の電気自動車の購入に対しても補助を実施しており、令和5年度(2023年度)の補助件数は28件。 |

基本方針3 再生可能エネルギー等の導入促進

基本施策

- ① 再生可能エネルギー等の導入促進
市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- ② 公共施設における再生可能エネルギー等の率先導入
市施設において、再生可能エネルギー等の導入を推進します。

令和5年度の主な事業は以下のとおりです。

| 主な事業 | 事業実績 |
|----------------------------|--|
| 住宅用再生可能エネルギー等・省エネ機器設置費補助事業 | 市民等が住宅用の省エネ機器等を設置する際に設置費の一部を補助しており、令和5年度（2023年度）の補助実績は次のとおりです。 HEMS：17件、太陽光発電：62件、エネファーム：64件、蓄電池：33、電気自動車充電設備6件、ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)加算10件の計170件 |
| 公共施設への再生可能エネルギー等率先導入 | 市の施設では15施設で太陽光発電設備を導入し、運用しています。 防災行政用無線子局151箇所について、蓄電池を配備し、引き続き運用しています。 |
| 未利用エネルギー活用に関する研究 | バイオマス等のエネルギー活用に関する情報収集や関係機関との調整を行いました。 |

基本方針4 脱炭素まちづくりの推進

基本施策

- ① 脱炭素まちづくりに向けたハード整備
行政、民間の活動に関わらず、様々な手法を組み合わせ低炭素な都市基盤の整備を進めます。
- ② 脱炭素都市実現に向けた環境づくり
脱炭素都市を実現するため、市民や事業者との協働により環境やエネルギーの問題に関わることができる環境を整備します。

令和5年度の事業は以下のとおりです。

| 主な事業 | 事業実績 |
|----------------------------------|---|
| 鎌倉市都市計画マスタープラン推進事業 | 平成27年(2015年)9月に策定した「鎌倉市都市マスタープラン」に基づき、各課で行う事業に対し助言・指導等を行いました。 令和4年(2022年)3月に策定した「鎌倉市立地適正化計画」に基づき、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行いました。 |
| 鎌倉フリー環境手形、パークアンドライドの実施 | 鎌倉フリー環境手形及びパークアンドライドについて、関係機関との協議調整を行いました。(利用状況については15ページ参照)。 |
| (仮称)鎌倉ロードプライシングの検討(鎌倉市交通計画検討委員会) | 令和5年度(2023年度)実績なし。 |
| 歩く観光の推奨 | 歩く観光について、観光マップ、ホームページでの情報提供などを実施しました。 |

基本方針5 「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現

基本施策

- ① 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の促進

基本方針5に関しては、「環境基本計画第4章⑫廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用」の内容を踏襲しています。取り組み実績については、63～68ページの「第6章1(項目⑫)廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用」をご覧ください。

2 温暖化適応策

目標：気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを旨す

◆目標達成するための指標

地球温暖化適応策としての機能を持ち、この目標の達成に貢献すると考えられる事業の実施回数や内容の変化をモニタリングし、その結果を指標として用います。

基本方針6 地球温暖化への適応

基本施策

① 地球温暖化に適した暮らしの促進

気候変動のリスクを低減するためには、温暖化の緩和対策と合わせて適応するための取組が必要と考えられています。市では、適応策としての機能を持つ取組等について情報発信するとともに市民や事業者の適応行動を促します。

令和5年度の主な事業は以下のとおりです。

| 主な事業 | 事業実績 |
|---------------------------------------|---|
| 温暖化による影響とその対策に関する情報提供と啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・HPやSNS（X（旧ツイッター））において、温暖化に関する情報や気象情報などの情報提供を実施。市民等に対し、節電やエコ活など温暖化に適したライフスタイルを推進。 ・市役所や図書館で行う環境に係る展示等の情報提供。 ・児童向け環境教育事業において、らんま先生の「eco 環境パフォーマンスショー」を実施。環境問題等について専門用語を使わず、楽しみ体感しながら環境を守ることの大切さを市内の小中学生及びその保護者に啓発。 |
| 緑地保全事業、緑化推進事業、公園整備事業の推進等によるヒートアイランド対策 | <p>特別緑地保全地区の指定 11 地区 約 49.4ha</p> <p>契約及び指定の継続</p> <p>緑地保全契約 106 件 48.4ha</p> <p>保存樹木 66 件 327 本</p> <p>保存樹林 176 件 231.2ha</p> <p>保存生け垣 105 件 9,016 m³</p> <p>緑化指導の実施 55 件</p> <p>まち並みのみどりの奨励事業の実施 9 件 総延長 83.8m 交付額 500,800 円</p> |